

函館市廃棄物処理施設整備基本計画検討委員会委員公募実施要領

1 目的

函館市廃棄物処理施設整備基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）の委員を指名するにあたり，市民意見を市政に反映させるため，委員の一部を市民から公募することにより，市民参加の機会を提供する。

2 公募定数

委員会の公募による委員の定数は，1人とする。

3 任期

委員の任期は，函館市廃棄物処理施設整備基本計画検討委員会設置要綱第4条の規定による。

4 応募条件

市内に居住する年齢満20歳以上の者で廃棄物処理施設の整備に関し，知識，経験，関心等があるもの。

ただし，次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 委員会に委員を推薦している団体（別添団体一覧表）に所属する者
- (2) 本市の他の委員会の委員を2以上兼ねている者（応募中のものも含む。）
- (3) 成年被後見人または被保佐人
- (4) 禁錮以上の刑に処せられ，その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，またはこれに加入した者

5 応募方法

応募は，別記様式の応募申込書に必要事項を記載し，次のところへ郵送または持参することによる。

〒040-0022 函館市日乃出町26番2号

函館市環境部環境推進課（Tel 5 6 - 6 6 1 5）

6 広 報

募集期間等の応募に必要な事項は，市広報紙等に掲載して広報する。

7 決定の方法

応募者が定員を超えた場合は，公開抽選により決定する。

また，応募者が定数に達しない場合の欠員については，再度公募する。

8 決定結果の通知

決定後は，速やかに応募者に対し書面で通知する。

附則

この要領は，平成 2 8 年 3 月 3 0 日から施行する。

(別添団体一覧)

委員会に委員を推薦している団体一覧表

団 体 名
函館市町会連合会
函館消費者協会
函館商工会議所
函館の環境を考える会